令和6年4月4日

院外処方箋包括的事前合意プロトコル合意薬局　各位

一般社団法人広島市薬剤師会
会 長　中 野 真 豪

院外処方箋包括的事前合意プロトコル運用について（逸脱例の共有）

平素は本会の事業運営に格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、広島大学病院および広島赤十字・原爆病院の院外処方せんにおける包括的事前合意プロトコル運用に当たりましては、管理薬剤師の責任のもと合意内容に沿ってご対応頂いている事とは存じますが、数件の逸脱例報告がございましたので、以下の通り共有させて頂きます。

今一度、合意内容・手順等の関係書類をご確認頂き、引き続きご対応下さいます様お願い申し上げます。

なお、プロトコルに該当するかの判断が難しい事例に関しましては、拡大解釈をするのではなく、疑義照会を行い、その後当会まで情報提供をお願い致します。

情報提供頂きました内容は、当会ホームページ会員専用ページの Q&A へ随時掲載しておりますので、そちらもご参照ください。

【逸脱例報告】

■服薬状況等の理由による一包化調剤

プレドニゾロン（リウマチ科から処方）の一包化

➡免疫抑制剤はプロトコル対象外

■貼付剤や軟膏での包装規格の変更

ヒルドイドソフト軟膏 50g 6 本　コメントに「50g 製剤」と記載があるところを、薬局にて「25g 12 本」で調剤

➡医師の意図としては 50g を 1 週間で使用するように説明していたため、50g 製剤の指定をしていた

事前合意プロトコル実施時は、関連するコメントがある場合は疑義照会が必要

■残薬調整に関する日数短縮、数量減量

ビソノテープを 21 枚から 35 枚へ変更

➡日数を増やすのは不可（日数短縮のみ変更可能）